

北見市スポーツ指導者養成費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北見市補助金等交付規則（平成18年規則第67号）に定めるもののほか、スポーツ競技力の向上、生涯スポーツ振興のため、公益財団法人日本スポーツ協会や日本レクリエーション協会などの公認指導資格・ライセンスの取得のための試験、講習に参加した者で、「合格」かつ「資格取得」した指導者に対し、受験（受講）に要した経費の一部を補助することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、公益財団法人北見市体育協会（以下「市体協」という。）の加盟団体及び市長が認める市内スポーツ団体（以下「所属団体」という。）に所属している個人とする。ただし、補助金そのものは所属団体に対し交付する。

- 2 補助対象者は、指導者として競技スポーツ及び生涯スポーツ振興のため、所属団体において活動している者及び活動を望む者とする。
- 3 所属団体は、北見市内に活動の本拠を有していなければならない。

(補助金)

第3条 補助金の額は、原則として試験、講習等の参加に要した経費のうち、別紙の支給基準に定めた範囲とする。

- 2 補助金に1,000円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる。

(審査)

第4条 補助対象者は、所属団体に申し出をし、団体の代表者は、指導者推薦書（様式第1号）とともに、合格証、資格通知など所定の書類を、市体協を通じて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申し出があったときは、正規な認定資格・ライセンスであるか否か、市体協など関係組織を通じて審査、確認することができるものとする。
- 3 市長は、審査の結果を、指導者推薦審査結果通知書（様式第2号）により所属団体に通知する。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする所属団体は、補助金申請書（様式第3-1号）とともに、領収書（経費報告書および振込依頼書を含む）、スポーツ教室計画書など所定の書類（様式3-2号～4号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、補助金申請書の提出があったときは、その内容を審査・確認し、補助額を決定し、補助金交付決定書（様式第5号）により所属団体に通知する。

- 2 所属団体は、市長が別紙の支給基準に定めた支給の条件を遵守しなければならない。

(実績報告)

第7条 スポーツ教室などの終了後、所属団体は、速やかに事業報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、取り組みの成果が適切と認められたときは、補助金交付確定書(様式第7号)により所属団体に通知し補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取り消し)

第9条 市長は、当該取り組みが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金を返還させることができるものとする。

(1) 補助金を目的外に使用したとき。

(2) 取り組みにあたり不正な行為があると認められたとき、もしくはこの要綱に違反したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。